

木更津市林道の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市林道の管理に関する条例（平成24年木更津市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(林道の台帳)

第2条 条例第3条第2項に規定する台帳は、別記第1号様式によるものとする。

(通行の許可の申請等)

第3条 条例第7条第1項（条例第8条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による申請をしようとする者は、通行をしようとする日の7日前までに、林道通行（変更）許可申請書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、林道の通行の許可をしたときは、林道通行（変更）許可書（別記第3号様式）により、林道の通行の許可をしないときは、林道通行不許可通知書（別記第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(条例第7条第2項第1号エの規則で定める区間)

第4条 条例第7条第2項第1号エの規則で定める区間は、矢那字福附谷3281番地先から矢那字福附谷先3258番地先までの区間とする。

(条例第7条第2項第1号オの規則で定める区間)

第5条 条例第7条第2項第1号オの規則で定める区間は、上烏田字荒神免476番3地先から上烏田字荒神免468番1地先までの区間とする。

(通行の許可の基準等)

第6条 条例第7条第2項第2号の構造の保全上又は通行の安全上支障がないと認める場合は、大型自動車の通行台数が、一日当たり15台未満である場合とする。

2 通行の許可の期間は、原則として1年を超えない期間とする。ただし、継続する期間の再申請を妨げない。

(通行の許可の条件)

第7条 条例第7条第3項規定に基づき通行の許可に付する条件は、次の条件とする。

- (1) 許可を受けた通行の目的以外の目的で大型自動車を通行させてはならないこと。
- (2) 道路を損壊させた場合は、補修をしなければならないこと。
- (3) 通行の許可の期間中は、許可を受けた事項（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を含む。）を記載した標識を当該許可に係る林道の公衆の見やすい

場所に掲示すること。

(通行の終了の届出)

第8条 条例第9条の通行の終了の届出は、通行を取りやめた日から起算して、7日以内に、林道通行終了届（別記第5号様式）により行うものとする。

(通行の許可の取消しの通知)

第9条 市長は、条例第10条の規定により通行の許可を取り消したときは、林道通行許可取消通知書（別記第6号様式）により、条例第6条第2項又は第8条第1項の許可を受けた者に通知するものとする。

(占用の許可の申請等)

第10条 条例第11条第2項（条例第12条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定による申請をしようとする者は、占用しようとする日の7日前までに、林道占用（変更）許可申請書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、林道の占用の許可をしたときは、林道占用（変更）許可書（別記第8号様式）により、林道の占用の許可をしないときは、林道占用不許可通知書（別記第9号様式）により、前項の申請をした者に通知するものとする。

3 条例第11条第1項又は第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に基づき林道に工作物又は施設を設置したときは、遅滞なく林道占用完了届（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(占用の許可の取消しの通知)

第11条 市長は、条例第13条の規定により占用の許可を取り消したときは、林道占用許可取消通知書（別記第11号様式）により、条例第11条第1項又は第12条第1項の許可を受けた者に通知するものとする。

(占用の廃止の届出)

第12条 条例第14条第2項に規定する届出は、林道占用廃止届（別記第12号様式）により行うものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(木更津市林道管理規則の廃止)

2 木更津市林道管理規則（平成10年木更津市規則第24号）は、廃止する。

(木更津市林道管理規則の廃止に伴う経過措置)

3 前項の規定による廃止前の木更津市林道管理規則（以下「廃止前規則」という。）第7条又は第8条の規定による許可を受けた林道の使用については、なお従前の例による。

4 この規則の施行前に廃止前規則第7条又は第8条の規定によりされた許可の申請であって、この規則の施行の日の前日までに、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

第2号様式（第3条第1項）

林道通行（変更）許可申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所（法人にあつては事務所の所在地）

氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

木更津市林道の管理に関する条例第7条第1項（第8条第2項）の規定により、次のとおり林道の通行の（変更）許可を申請します。

路線名	林 道 線
通行区間	
通行の目的	
通行期間	年 月 日から 年 月 日まで
通行車両及び総重量	
1日の通行台数	（往路） 台 （復路） 台
その他	

添付書類 通行経路を示した位置図

第3号様式（第3条第2項）

林道通行（変更）許可書

第 号

年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで申請のあった林道の通行（の変更）については、次のとおり許可したので通知します。

路線名	林 道 線
通行区間	
通行の目的	
通行期間	年 月 日から 年 月 日まで
通行車両及び総重量	
1日の通行台数	(往路) 台 (復路) 台
許可条件	
その他	

第4号様式（第3条第2項）

林道通行不許可通知書

第 号

年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで申請のあった林道の通行（の変更）については、次の理由により不許可としたので通知します。

不許可の理由	
--------	--

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第8条）

林道通行終了届

年 月 日

木更津市長 様

届出者 住所（法人にあつては事務所の所在地）

氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

年 月 日付けで許可を受けた林道の通行については、通行を取りやめたので、
木更津市林道の管理に関する条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

路線名	林 道 線
通行区間	
通行の目的	
許可を受けた通行期間	年 月 日から 年 月 日まで
通行を取りやめた日	

第6号様式（第9条）

林道通行許可取消通知書

第 号

年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで許可した林道の通行の許可については、次の理由により取り消したので通知します。

取消しの理由	
--------	--

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第10条第1項）

林道占用（変更）許可申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所（法人にあつては事務所の所在地）

氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

木更津市林道の管理に関する条例第11条第2項（第12条第2項）の規定により、次のとおり施設等を設置するため、占用の許可を申請します。

路線名	林 道 線
占用の目的	
占用の場所	
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
工作物又は施設の構造、規模	
工作物又は施設の設置方法	
その他	

添付書類 位置図、施設等の平面図、構造図その他必要な図書

第8号様式（第10条第2項）

林道占用（変更）許可書

第 号

年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで申請のあった林道の占用については、次のとおり許可したので
通知します。

路線名	林 道 線
占用の目的	
占用の場所	
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
工作物又は施設の構造、規模	
工作物又は施設の設置方法	
その他	

第9号様式（第10条第2項）

林道占用不許可通知書

第 号

年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで申請のあった林道の占用については、次の理由により不許可としたので通知します。

不許可の理由	
--------	--

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第10号様式（第10条第3項）

林道占用完了届

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所（法人にあつては事務所の所在地）

氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

年 月 日付け林道の占用の許可に基づき、工作物等を設置したので、木更津市林道の管理に関する条例施行規則第11条第3項の規定により、次のとおり届け出ます

路線名	林 道 線
占用の目的	
占用の場所	
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
工作物又は施設の構造、規模	
工作物又は施設の設置方法	
その他	

添付書類 位置図、施設等の平面図、構造図、写真その他必要な図書

第11号様式（第11条）

林道占用許可取消通知書

第 号

年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付けで許可した林道の占用の許可については、次の理由により取り消したので通知します。

取消しの理由	
--------	--

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第12号様式（第12条）

林道占用廃止届

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住所（法人にあつては事務所の所在地）

氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

年 月 日付けで許可を受けた林道の占用については、占用を廃止したので、木更津市林道の管理に関する条例第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

路線名	林 道 線
占用の目的	
占用の場所	
占用期間	年 月 日から 年 月 日まで
工作物又は施設の構造、規模	
原状回復の方法	

添付書類 原状回復後の林道の写真等、構造図